

令和5年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年12月5日（火）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月5日 午前9時00分宣告（第1日）			
応 招 議 員	1 番	多 田 陽 子	2 番	山 岸 美登利
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	飯 田 雅 広	6 番	板 倉 浩 幸
	7 番	三 浦 知 将	8 番	吉 田 正 昭
	9 番	加 藤 裕 子	10 番	富 田 さとみ
	11 番	伊 藤 俊 一	12 番	水 野 智 見
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	政 推 進 策 室	室 長	小 島 昌 己	ふ る さ と 振 興 課 長	太 田 圭 介
	総 務 部	部 長	鈴 木 敬	総 務 課 長	藤 下 真 人
	民 生 部	部 長	不 破 生 美	次 長 兼 環 境 課 長	石 原 己 樹
		保 険 医 療 課 長	後 藤 雅 幸	介 護 支 援 課 長	松 井 智 恵 子
		子 ど も 課 長	飯 田 陽 亮		
	産 建 設 業 部	部 長	肥 尾 建 一 郎	次 長 兼 ま ち づ く 推 進 課 長	福 谷 光 芳
	上 下 水 道 部	部 長	伊 藤 和 光	水 道 課 長	寺 本 章 人
	消 防 本 部	消 防 長	高 塚 克 己	総 務 課 長	三 谷 克 利
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服 部 英 生	次 長 兼 教 育 課 長	館 林 久 美
	議 事 務 会 局	局 長	萩 野 み 代	書 記	荒 木 慎 介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	7 番	三 浦 知 将	8 番	吉 田 正 昭	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 報告第2号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について
- 日程第5 議案第55号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第56号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第57号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第44号 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第45号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第46号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第47号 令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結事項の変更に
ついて
- 日程第12 議案第48号 消防ポンプ付救助工作車購入契約の締結事項の変更に
ついて
- 日程第13 議案第49号 蟹江町観光交流センター指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第50号 令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第51号 令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第52号 令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第53号 令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第54号 令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第19 議案第50号 令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 追加日程第20 議案第52号 令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和5年第4回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

議員のタブレット及び理事者の皆様に議会運営委員会報告書が配付されています。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には荒木慎介君を指名します。

ここで本会議を一旦休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長、安藤洋一君、お願いします。

○議会運営委員長 安藤洋一君

ただいまから議会運営委員会を開催します。

委員の皆さんは協議会室へ集合をお願いいたします。

○議長 水野智見君

それでは、本会議を暫時休憩します。

(午前9時01分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時22分)

○議長 水野智見君

ここで、去る11月22日に開催されました議会運営委員会並びにただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

改めまして、皆さん、おはようございます。

議会運営委員長の安藤洋一でございます。

それでは、議会運営委員会の報告を述べさせていただきます。

まず、令和5年11月22日に開催されました第1回議会運営委員会の報告であります。

会期の決定について。

令和5年12月5日火曜日から12月20日水曜日までの16日間であります。

2、議事日程について。

月日、時間、議事日程、備考の順に読み上げさせていただきます。

12月5日火曜日午前9時、議案の上程、付託、精読、そして、先議案件の審議、採決。その後、全員協議会と議員総会を開きます。先議案件につきましては、議案の第50号と議案の第52号です。

6日水曜日午前9時、5日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

8日金曜日、午前9時、総務民生常任委員会、付託事件審査、所管事務調査。付託されておりますのは、議案の第44号から第46号、そして、第49号。それから、所管事務調査に関しましては、1としまして議会報告会に関して、2、打ち合わせ。

同日の午後1時30分から防災建設常任委員会、付託事件審査、所管事務調査を行います。付託案件は、議案第47号、議案第48号となっています。所管事務調査につきましては、1、源氏泉緑地護岸改修工事の視察、2、水防倉庫の視察となっております。

13日水曜日午前9時、一般質問。その後、議会広報編集委員会。2月1日発行号の割りつけ等。その後、議会運営委員会。意見書等の取りまとめとなっております。

14日木曜日午前9時、13日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

20日水曜日午前9時、委員長報告、議案の審議、採決、そして、閉会の予定であります。

3、先議案件について。

(1) 議案第50号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」。(2) 議案第52号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」。

議案第50号の議案上程後に暫時休憩として、直ちに全員協議会を開催し、内容についての説明を受ける。その後、本会議を再開し、以上2件について、初日に追加日程により審議、採決を行います。

4、総務民生常任委員会、所管事務調査について。

12月8日金曜日、付託事件審査終了後に議会報告会の意見交換会で挙げた総務民生常任委員会所管の事項について、理事者から説明を受けた後、今後の調査について打ち合わせを行います。

5、防災建設常任委員会、所管事務調査について。

12月8日金曜日、付託事件審査終了後に、源氏泉緑地護岸改修工事及び海部地区水防事務組合水防倉庫の現地視察を行います。

6、意見書等について。

9月定例会から継続審査となっていた（１）から（３）までと9月定例会以後に提出された（４）から（18）までの意見書の取り扱いについては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し協議いたします。

（１）保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書。

（２）介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書。

（３）愛知県の私学助成の拡充に関する意見書。

（４）現行の健康保険証の存続を求める意見書。

（５）国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書。

（６）物価高に即した年金増額、公的年金制度の改善を求める意見書。

（７）介護保険制度の改善を求める意見書。

（８）介護労働者の労働環境の改善を求める意見書。

（９）18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書（国宛て）。

（10）小中学校の給食費無償化を求める意見書。

（11）障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求める意見書。

（12）医療・介護・福祉・保育など公的価格で運営される職場に対し物価高騰対策を今まで以上に行うことを求める意見書。

（13）子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで、拡充を求める意見書（愛知県宛て）。

（14）国民健康保険への愛知県独自の支援を求める意見書。

（15）地域の医療・介護・福祉・保育の充実と新型コロナウイルス感染症にかかわる支援強化を求める意見書。

（16）地域医療介護総合確保基金を活用し医療・介護・福祉職場への補助を拡充することを求める意見書。

（17）現行の健康保険証の存続を求める意見書。

（18）認知症との共生社会の実現を求める意見書。

以上です。

7、その他。

（１）議員総会について。

定例会初日の全員協議会終了後に開催し、令和5年度議会報告会の反省及び次年度の開催内容等について協議を行います。

（２）議員と理事者との懇親会について。

12月20日水曜日午後6時から丸河において、懇親会を行います。

(3) 海部郡町村議会議員研修会及び懇談会について。

12月22日金曜日午後3時から湯元館会議室において、「ハラスメント対策と防止」と題して研修会を行い、午後5時30分から同じく湯元館において、懇談会を行います。

(4) 蟹江町議会関係例規の制定について。

議員の請負に関する地方自治法改正を受けて、「蟹江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例(案)」及び「同条例施行規程(案)」について、制定の背景等、事務局の説明を受け、制定に向けて協議をいたしました。

(5) その他。

ア、事務局宛て提出書類について、通告書や意見書をメールやファクスにより送信する場合は、送信エラー等による不達を防ぐため、送信後に必ず事務局へ電話連絡するよう、改めて全議員に周知することといたしました。

イ、こども家庭庁が発出した「政治活動又は選挙活動を行う際の保育所等の利用等について」の通知に関して事務局の説明を受け、全議員に当該通知文書の写しを送付いたしました。

ウ、板倉浩幸議員より公共交通に関する部会を立ち上げることにについて発言があり、議会運営委員会において承認をいたしました。ついては、議員総会にて取り扱うことといたしました。

以上が第1回の議会運営委員会の報告となります。

続きまして、先ほど行われました第2回の議会運営委員会の報告をいたします。

これにつきましては、緊急会議のため、この場にて口頭報告といたします。速報、書面による報告は省略とさせていただきますので、ご了承お願いいたします。

第2回議会運営委員会の報告。

1、議事日程の変更について。

国家公務員の改正給与法成立を受け、理事者側から条例改正議案を3件追加上程したい旨の申し入れがありましたので、改めて配付したとおり、議事日程を変更することといたしました。また、この3件の議案については総務民生常任委員会に付託し、最終日に審議、採決することといたしました。

なお、この追加上程される3件の条例改正に伴って、その内容を議案第51号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」及び議案第53号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」に反映させて理事者から上程されるということになっております。

私からの報告は以上となります。

(13番議員降壇)

○議長 水野智見君

どうもありがとうございました

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 水野智見君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番三浦知将君、8番吉田正昭君を指名いたします。

○議長 水野智見君

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は16日間と決定しました。

○議長 水野智見君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題といたします。

配付文書のとおり、会議規則第128条第1項ただし書の規定により、閉会中、議長において決定した議員派遣については、これをもってご報告に代えさせていただきます。

○議長 水野智見君

日程第4 報告第2号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

皆さん、おはようございます。

それでは、ご報告申し上げます。

報告第2号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

次ページをお願いいたします。

別紙としまして、専決内容が示されています。

1、専決年月日、令和5年10月17日。発生年月日、令和5年9月23日。発生場所、一宮市緑二丁目地内。

概要。職員が公用車で出張中に、駐車するため後進した際、前方の確認がおろそかになり、駐車していた相手方車両に接触させ、物的損害を与えたもの。相手方、一宮市在住者1名。所属、総務課。損害賠償の額、31万8,012円。

この案件につきましては、町長の専決事項指定により、あらかじめ定められた50万円以下の損害賠償に関することとしまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上のとおりご報告しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番、板倉です。

若干お聞きしたいのは、損害額が31万8,012円として、物損だと思えますけれども、こちらの関係、公用車のほうの補償とか、その辺、保険のほうでやると思うんですけれども、こちらの修理と、また、これだけの金額になってくると、相手方というのは本当の物損事故だけなのか。相手にけが等はなかったのか。その辺、お願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

ただいま板倉議員にご質問いただきました今回の事故に関して、お答えさせていただきます。

まず、相手方の運転手、または乗っていた方のけが等につきましては、車には同乗していない駐車をしていた車ということで、けが人はおりません。

また、こちらの公用車の修理に関しての金額につきましては、約16万円ほどでございます。以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、報告第2号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告について」を終わります。

○議長 水野智見君

日程第5 議案第55号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第55号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」。

蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものと

する。

令和5年12月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、後ほど、一部改正要点で説明させていただきます。

2ページの下段の提案理由をお願いいたします。

提案理由。この案を提出するのは、議員等の期末手当の支給割合を引き上げるために必要があるからである。

なお、3ページから4ページまでは新旧対照表となっておりますので、後ほど、お目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正要点。

第1条関係。蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正。

第6条（期末手当）。第2項、令和5年12月期の支給割合を100分の165から100分の175に改正。

第2条関係。蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正。

第6条（期末手当）。第2項、令和6年6月期の支給割合を100分の165から100分の170に改正。令和6年12月期の支給割合を100分の175から100分の170に改正。

第3条関係。蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正。

第4条（諸手当）。令和5年12月期の支給割合を100分165から100分の175に改正。

第4条関係。蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正。

第4条（諸手当）。令和6年6月期の支給割合を100分の165から100分の170に改正。令和6年12月期の支給割合を100分の175から100分の170に改正。

附則としまして、第1条（施行期日等）でございます。

第1項。第1条及び第3条の規定は公布の日を、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日を施行日とした。第2項。第1条及び第3条の規定による改正後の条例の規定は、令和5年12月1日から適用とした。

第2条（期末手当の内払）。改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条又は第3条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすことを規定した。

以上のとおりご提案しますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番、板倉です。

毎回聞いているんですけども、今回、特別職、後から出てくる、職員は除いて、特別職と議員については、毎回のように入事院勧告でなっていないですね。別に。

そこで、国のほうでも結構問題になって、支障等が、あと、国会議員で等が上がるということで、返納するとか言っていたけれども、この辺の絡みをやっぱり納得できないんですね。それに伴い、そういうのがあるのかもしれないけれども、その辺、もう一度、お願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいま板倉議員からご質問いただいた特別職と議員の一部改正を一つにまとめているところについてのご質問でよろしかったですか。

今回、3つ、条例を、一部改正を上げさせていただいておるところなんですけれども、こちらの常勤の特別職、昨年と答弁というのは同じになってしまうんですけども、蟹江町の条例の提案をさせていただく仕組みとしましては、提案理由が同一の場合にはひとまとめに、2つの条例をまとめて提案させていただくというところで通常やらせていただいておりますので、再度、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

提案理由についても、議員等の期末手当を支給割合を引き上げるためとしかないんですね。

今も答弁あったように、やっぱり別物だと思いますので、その辺は本当に、今、物価高騰で住民の皆さんも大変苦しい思いをしておる中で、その辺はどうなのかなとやっぱり思うってしまうんです。その辺について、また、付託されると思いますので、また、質問していきたいと思います。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第55号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第6 議案第56号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第56号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、後ほど、一部改正要点で説明させていただきます。

10ページの下段、提案理由をお願いいたします。

提案理由。この案を提出するのは、令和5年の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い必要があるからである。

なお、11ページから18ページまでは新旧対照表となっておりますので、後ほど、お目通しをお願いいたします。

19ページをお願いいたします。

蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正要点。

第1条関係。第14条（期末手当）。令和5年12月期の支給割合を100分の120から100分の125に改正。

別表第1。報酬表の改定。

第2条関係。第14条（期末手当）。令和6年6月期の支給割合を100分の120から100分の122.5に改正。令和6年12月期の支給割合を100分の125から100分の122.5に改正。

附則としまして、第1条（施行期日等）です。

第1項。第1条の規定は公布の日を、第2条の規定は令和6年4月1日を施行日とした。

第2項。第1条の規定による改正後のパートタイム会計年度給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用することとした。

第2条（給与の内払）。改正後のパートタイム会計年度給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のパートタイム会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなすことを規定した。

第3条（規則への委任）。この条例の施行に関し必要な事項を、規則に委任することを規

定した。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第56号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第7 議案第57号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第57号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、後ほど、一部改正要点で説明させていただきます。

10ページの下段、提案理由をお願いいたします。

提案理由。この案を提出するのは、令和5年の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い必要があるからである。

なお、11ページから20ページまでは新旧対照表となっておりますので、後ほど、お目通しをお願いいたします。

21ページをお願いいたします。

蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正要点。

第1条関係。第20条（期末手当）。第2項（再任用職員以外の職員）。令和5年12月期の支給割合を100分の120から100分の125に改正。第3項（再任用職員）。令和5年12月期の支給割合を100分の67.5から100分の70に改正。

第21条（勤勉手当）。第2項第1号（再任用職員以外の職員）。令和5年12月期の支給割

合を100分の100から100分の105に改正。第2号（再任用職員）。令和5年12月期の支給割合を100分の47.5から100分の50に改正。

別表第1及び別表第2。行政職給料表（一）及び行政職給料表（二）の改定。

第2条関係。第20条（期末手当）。第2項（再任用職員以外の職員）。令和6年6月期の支給割合を100分の120から100分の122.5に改正。令和6年12月期の支給割合を100分の125から100分の122.5に改正。第3項（再任用職員）。令和6年6月期の支給割合を100分の67.5から100分の68.75に改正。令和6年12月期の支給割合を100分の70から100分の68.75に改正。

第21条（勤勉手当）。第2項第1号（再任用職員以外の職員）。令和6年6月期の支給割合を100分の100から100分の102.5に改正。令和6年12月期の支給割合を100分の105から100分の102.5に改正。第2号（再任用職員）。令和6年6月期の支給割合を100分の47.5から100分の48.75に改正。令和6年12月期の支給割合を100分の50から100分の48.75に改正。

附則としまして、第1条（施行期日等）です。

第1項。第1条の規定は公布の日を、第2条の規定は令和6年4月1日を施行日とした。
第2項。第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用することとした。

第2条（給与の内払）。改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすことを規定した。

第3条（規則への委任）。この条例の施行に関し必要な事項を、規則に委任することを規定した。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第57号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第8 議案第44号「災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第44号「災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」。

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。
令和5年12月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例。

災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和38年蟹江町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点におきましてご説明させていただきます。

提案理由です。この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い必要があるからである。

2ページは新旧対照表となっておりますので、後ほど、お目通しをお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正要点。

第1条、趣旨。「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附則、公布の日を施行日とし、令和5年9月1日を適用日とする。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第9 議案第45号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第45号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

蟹江町国民健康保険税条例（昭和36年蟹江町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

提案理由でございます。この案を提出するのは、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令の公布に伴い必要があるからであります。

4ページから7ページは新旧対照表でございます。後ほど、お目通しをお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

一部改正要点でございます。

第24条（国民健康保険税の減額）。第3項を追加。出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険税及び被保険者均等割保険税の減額について規定するもの。

第25条の3（出産被保険者に係る届出）を追加。出産被保険者に係る産前産後期間の所得割保険税及び被保険者均等割保険税の減額のための届出について規定するもの。

附則、第1項、施行日を令和6年1月1日からといたしました。

第2項、改正後の条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることといたしました。

以上のとおりですので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 板倉浩幸君

6番、板倉です。

今、上程されたんですけれども、一部改正要点でも分かりづらいんですよ。どのぐらい減額があつてということと、じっくり見ると詳しく書いてはあるんだけど、もうちょっとまとめた、もうちょっと分かりやすい資料があつたら、お願いしたいと思います。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいま板倉議員から資料追加のご要望がございましたので、後ほど、提出の

ほうをさせていただきます。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第10 議案第46号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第46号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年12月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年蟹江町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

提案理由でございます。この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからでございます。

2ページから4ページは新旧対照表でございます。後ほど、お目通しをお願いいたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

5ページは、一部改正要点でございます。

第15条（特定教育・保育の取扱方針）。第1項第2号、「同条第11項」を「同条第10項」

に変更。

第35条（特別利用保育の基準）。第3項、「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に変更。

第36条（特別利用教育の基準）。第3項、「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）と、」を追加。

附則、公布日を施行日といたしました。

以上のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第11 議案第47号「令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結事項の変更に
ついて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご提案申し上げます。

議案第47号「令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約の締結事項の変更について」。

令和5年6月1日議決及び締結の令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約締結事項中、下記のとおり変更し契約したいので議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

記としまして、契約金額「79,200,000円」を「80,394,600円」に変更。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額「7,200,000円」を「7,308,600円」に変更。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、仮設工事等の増工に伴い、令和5年度源氏泉緑地護岸改修工事請負契約を変更する必要があるからでございます。

次ページをお願いいたします。

施工箇所図でございます。

緑色で着色した部分が本体工事の施工箇所となります。下のほうの水色の部分が工事の資材を運ぶための搬入路でございまして、一部、公園内を搬入路で使用することから、公園の施設が損傷しないように鉄板を敷いて、養生を計画をしておりましたが、工事着手前の現地調査の結果、設計図よりも公園への影響が拡大することが確認されましたので、赤色の部分を増工することといたしました。

続きまして、次ページをお願いいたします。

6月議会で議決をいただきました当初の契約に関わる議案でございます。後ほど、お目通しをお願いいたします。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○13番 安藤洋一君

13番、安藤です。

この内容とはちょっと違うんですけれども、関連していますので、質問させていただきたいんですけれども。前は、このちょうど工事箇所にトイレがあったと思うんですけれども、今回、もうほぼほぼ完了の状態になってきたんですけれども、更地のままでそれがないんです。その辺はどうなるんでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの安藤議員のトイレの復旧についてということのご質問にお答えをさせていただきます。

昨年度は工事、開始をしまして、昨年度の工事箇所については、トイレが支障になったということでトイレを撤去した上で、工事をさせていただきました。

復旧ということは、実際、今までのトイレの利用状況を鑑みまして、今のところは復旧をしないということで考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

復旧しないということですが、そういうことですかね。

非常に広い、長さも長い、面積も広い公園です。やっぱりできたら、今すぐはどうか、無理かもしれませんが、将来的にはやっぱりトイレがあったほうがいいんじゃないかなと思います。

対岸の子どもの森もちゃんとトイレがありますし、それから、図書館前にもあるというこ

とで、やっぱり安心して子どもたち、お母さんも遊ぶには、やっぱりトイレがあったほうがいいのかと思います。

蟹江町は都市公園にほぼ全てトイレがあるということがやっぱり売りだったはずですので、その辺も考慮して、復活していただけるようによろしく願いいたします。

以上です。

○議長 水野智見君

他に質疑はありませんか。

○1番 多田陽子君

1番、多田陽子です。

先ほどのトイレの件に関して、母親の立場から意見をさせていただきますと、ここは必要がないからトイレを使っていなかったのではなくて、母親にとって、小さい子どもが用を足すのにとっても使いにくい場所であったから、図書館のほうに行ったり、北側にわざわざ歩いて、子どもを歩いて連れて行くということがございました。

やはり、小さな子どもはいろいろなところを触ってしまうので、和式であるからという理由ではありませんけれども、トイレをきれいに保っていないとなかなか使いづらく、使わせたくないという気持ちが働きます。

ですので、ここに新しいトイレがあれば、そちらを使いたいという話がとても多く上がってくるはずですので、いま一度、ご検討なり、お願いしたいと思います。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

分かりました。

この護岸改修工事ですが、まだ、来年度以降も続きますので、改めて、また、こういうご意見もいただきましたので、現地を確認しながら、必要性についても、再度、検討はさせていただきます。

以上です。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、防災建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、保険医療課長、子ども課長の退席と、水道課長、消防本部総務課長、ふるさと振興課長の入場を許可します。

なお、議案第45号に関しましては、先ほど請求のありました資料は、常任委員会開催日の前日までに事務局へご提出のほど、お願いします。

職員の入れ替えのため、暫時休憩とします。

(午前10時15分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時16分)

○議長 水野智見君

日程第12 議案第48号「消防ポンプ付救助工作車購入契約の締結事項の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 高塚克己君

では、ご提案申し上げます。

議案第48号「消防ポンプ付救助工作車購入契約の締結事項の変更について」。

令和5年6月1日議決及び締結の消防ポンプ付救助工作車購入契約締結事項中、下記のとおり変更し契約したいので議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

記。

納入期限、「令和6年3月27日まで」を「令和7年2月28日まで」に変更。

提案理由でございます。この案を提出するのは、契約業者から納期遅延の申し出がされたことに伴い、消防ポンプ付救助工作車売買契約を変更する必要があるからである。

2ページから5ページは、6月議会で可決いただいた議案でございます。後ほど、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

変更契約書（案）でございます。

第1条、原契約の表中「令和6年3月27日まで」を「令和7年2月28日まで」に改める。

第2条、原契約の表に次のように加える。

特記事項としまして、1、変更契約の納入期限に関わらず、速やかな納車に努めること。

2、変更契約に伴い生じた費用負担に応じること。詳細は別途調整する。3、変更契約の納入期限をさらに延長した場合は、損害賠償を請求する。

以上のとおり提案します。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は防災建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第13 議案第49号「蟹江町観光交流センター指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進室長 小島昌己君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第49号「蟹江町観光交流センター指定管理者の指定について」。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定するものとする。

令和5年12月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

1、施設の名称、蟹江町観光交流センター。

2、指定管理者となる法人等、愛知県江南市赤童子町藤宮177番地3、株式会社船井アソシエイツ。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

提案理由。この案を提出するのは、蟹江町観光交流センターの指定管理者を指定するため必要があるからである。

次ページをご覧ください。

次ページは、指定管理の概要となっております。こちらの議案につきましては、後ほどの全員協議会のほうでもご協議いただくことになっておりますので、併せて、後ほど、お目通しいただきたいと存じます。

以上、提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第49号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長 水野智見君

日程第14 議案第50号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第50号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」。

令和5年度蟹江町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,273万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億4,840万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

この第4号補正案につきましては、会計年度任用職員につきまして、最低賃金の改定並びに障害者の法定雇用率の充足及び人員配置の変更などに伴う関係経費の計上、原油価格や物価の高騰が住民生活並びに経済活動に甚大な影響を与えていることを踏まえて、これらの負担軽減のため、国から支給される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用して、水道基本料金の免除事業実施に伴う水道事業会計などへの負担金を計上するものです。

速やかな事業着手のため、第5号補正予算案とは別に、本日、ご審議、採決をお願いするものであります。

なお、関連事業につきましては、この後、全員協議会において説明させていただきます。

また、現在、水道基本料金の減免のほか、住民税非課税世帯に対しまして7万円の現金支給をする低所得世帯支援給付金をはじめ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を検討しており、それらを計上した補正予算案を最終日に上程することができるよう、準備を進めているところでございます。よろしくお願いいたします。

では、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、補正額4,850万7,000円。1節

衛生費補助金、説明20地方創生臨時交付金（上水道事業補助事業）4,850万7,000円。

20款1項1目繰越金、補正額423万円。1節繰越金、説明01前年度繰越金です。

10、11ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

1款議会費から9款教育費まで、最低賃金の改定が影響する職員報酬や期末手当が計上されておりますので、それ以外の主要部分について説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額48万9,000円、一般管理事務費としまして48万9,000円となります。障害者の法定雇用率の充足に伴う増員を主な要因とします増額となります。

12、13ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額151万4,000円、衛生総務管理費151万4,000円でございます。休暇中の職員の代替のパートタイム会計年度任用職員の採用による増額でございます。

同じく、12、13ページ。

3項1目上水道費、補正額4,850万7,000円。

続きまして、14、15ページをお願いします。

上水道事業補助事業4,850万7,000円でございます。水道事業会計への負担金としまして、4,850万7,000円。内訳としましては、蟹江町水道事業負担金4,675万4,000円、海部南部水道企業団負担金175万3,000円となります。

同じく、14、15ページ。

9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額、減額の203万4,000円でございます。希望の丘広場管理運営事業、減額の203万4,000円でございます。こちらにつきましては、人員配置の変更により、1名減のための減額となります。

3目歴史民俗資料館費、補正額204万7,000円、歴史民俗資料館施設管理費としまして204万7,000円、人員配置変更により、1名増のための増額となります。

16、17ページをお願いいたします。

4目公民館費、補正額75万2,000円、中央公民館管理運営事業としまして74万6,000円、法定雇用率の充足に伴う増員による増額となります。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで、暫時休憩とします。

10時40分から全員協議会を開催します。全員協議会は協議会室にて行いますので、移動のほうをよろしくお願いします。

（午前10時28分）

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時17分)

○議長 水野智見君

議案第50号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は精読とされました。

○議長 水野智見君

ここで、水道課長、ふるさと振興課長の退席と民生部次長兼環境課長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長の入場を許可いたします。

職員入れ替えのため、暫時休憩とします。

(午前11時28分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時29分)

○議長 水野智見君

日程第15 議案第51号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第51号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」。

令和5年度蟹江町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,824万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億4,665万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は「第3表 債務負担行為補正」によ

る。

令和5年12月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

4ページをお願いします。

第2表、繰越明許費。8款消防費、1項消防費、事業名、消防施設整備事業、金額、9,878万円。消防ポンプ付救助工作車の納入期限が翌年度となりましたので、繰越をするものでございます。

第3表、債務負担行為補正。追加分としまして、事項、第5次蟹江町総合計画後期基本計画策定支援業務委託料、期間、令和6年度から令和7年度まで、限度額1,188万円でございます。第5次蟹江町総合計画の期間が令和8年度から後期を迎えるため、後期計画を作成するに当たり、令和6年4月から事業を開始するため、今年度の補正予算において債務負担行為を設定して、契約行為を進めるものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入になります。

第5号の補正案につきましては、歳入の主なものとしまして、民生費関連事業の令和4年度分の精算金の増額とふるさと納税に係る寄付金が当初の予想を上回ることを見込んでの予算計上となります。15款の国庫支出金から20款の繰越金まで、総額1億9,824万9,000円の補正予算案となっております。

内容の詳細につきましては、後ほど、お目通しをお願いいたします。

10、11ページをお願いいたします。

歳出になります。

歳出補正の主なものとしましては、人事院勧告に基づく給与法の改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に係る給与改定に関する遡及分を計上いたしました。また、一般職に係る人件費につきましても、例年どおり、当初予算編成時と人事異動後の実際の人員配置で生じた差額を補正しておりますが、昨年度と同様に、総額の増減はございません。

それでは、人件費を除きまして、おおむね、各款ごとの主なものを中心に説明させていただきます。

12、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、8目財政調整基金費、補正額1,585万4,000円、24節積立金1,585万4,000円です。内訳としまして、財政調整基金積立金1,500万円、財政調整基金預金利子積立金85万4,000円です。こちらは、ふるさとかにえ応援寄附金の増額補正に伴い、当該額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

続きまして、同10目交通安全対策費、補正額31万円、18節負担金、補助及び交付金31万円でございます。こちらは、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金としまして31万円となりまして、ヘルメット着用努力義務化に伴い、補助金申請件数が増加したため、増額補

正するものでございます。

続いて、14、15ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1億2,217万7,000円。

16、17ページをお願いします。

障害者福祉事業費1億1,627万円でございます。内訳としまして、負担金となりますが、介護給付費・訓練等給付費負担金5,623万5,000円、こちらにつきましては、障害者福祉サービスの利用者及び通所サービス利用者の増加に伴う利用料の増加に対応するための増額補正でございます。

それから、続いて、障害児施設措置費（給付費等）負担金5,428万1,000円、児童発達支援、放課後デイサービスなどを利用する対象者の増加に対応します増額補正となるものでございます。

続きまして、20、21ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額2,876万2,000円でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業としまして、返還金2,824万7,000円でございます。こちら、新型コロナウイルスワクチン接種事業の令和4年度分精算に伴う国への返還金となっております。

24、25ページをお願いいたします

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、補正額528万4,000円、民間木造住宅耐震診断・改修費補助事業でございます。民間木造住宅耐震診断業務委託料28万4,000円でございます。こちら、木造住宅耐震診断の制度を周知したところ、補助金申請件数が増加したため、増額補正をするものでございます。

続いて、26、27ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額488万2,000円、通信対策整備事業、名古屋市消防局防災指令センター共同運用負担金88万2,000円でございます。名古屋市消防局防災指令センター庁舎改修工事の契約額が当初の想定より増加したため、増額補正をするものでございます。

続いて、30、31ページをお願いいたします。

9款教育費、6項私立学校費、1目私立学校費、補正額42万5,000円、22節償還金、利子及び割引料42万5,000円でございます。私立幼稚園管理費で、返還金としまして42万5,000円。子ども・子育て支援交付金の副食費の実費徴収に係る補足給付事業及び私立幼稚園授業料等軽減補助金の令和4年度分の精算に伴う国及び県への返還金となります。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第51号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は精読とされました。

○議長 水野智見君

ここで、民生部次長兼環境課長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、消防本部総務課長の退席と水道課長、保険医療課長、介護支援課長の入場を許可します。

職員入れ替えのため、暫時休憩とします。

(午前11時28分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時29分)

○議長 水野智見君

日程第16 議案第52号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第52号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」。

令和5年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,426万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1万円、説明欄といたしまして、事務費等繰入金1万円でございます。

続いて、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 1 万円。説明欄001パートタイム会計年度任用職員報酬 1 万円と計上させていただきました。先ほど、全員協議会でご説明を差し上げました会計年度職員の最低賃金の引き上げに伴う予算措置でございます。

以上のとおりご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第52号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第17 議案第53号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

ご提案申し上げます。

議案第53号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」。

令和5年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億1,464万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金、補正額5万円。9ページの説明欄でございますけれども、01健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金5万円。

続きまして、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額32万9,000円、説明欄の04産前産後保険税繰入金4万円、同じく、その他一般会計繰入金の04一般会計繰入金28万9,000円。

続きまして、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,000円。前年度繰越金1,000円。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額28万9,000円、説明欄で、報酬といたしまして、パートタイム会計年度任用職員報酬22万5,000円、期末手当（パートタイム会計年度任用職員）6万4,000円。

続きまして、2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、補正額はございません。財源構成の変更でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、返還金といたしまして9万1,000円計上いたしました。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は精読とされました。

○議長 水野智見君

日程第18 議案第54号「令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

続きまして、ご提案申し上げます。

議案第54号「令和5年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」。

令和5年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万5,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,307万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、蟹江町長、横江淳一。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、6 目介護保険システム改修費補助金、補正額24万6,000円。説明欄01介護保険システム改修費補助金24万6,000円。

続きまして、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、5 目その他一般会計繰入金、補正額24万9,000円。説明欄、事務費等繰入金24万9,000円でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額49万5,000円。説明欄でございます。介護システム改修業務委託料として49万5,000円。令和6年度介護保険報酬改定に伴う介護保険システムの改修委託料でございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 水野智見君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は精読とされました。

お諮りします。

精読になっておりました議案第50号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」及び議案第52号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の2案件をこの際、日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、2 案件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○議長 水野智見君

追加日程第19 議案第50号「令和5年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○6 番 板倉浩幸君

6 番、板倉です。

先ほど、全協であつたんですけれども、今回、全協でも話が出たんですけれども、13ペー

ジにある保健衛生費の報酬が全体的に151万4,000円と、あと、歴史民俗資料館費が204万7,000円。あと、その辺が、ほかがもうそこまで予算化されないのに、その関係と希望の丘が減額補正になっているんですけれども、その辺をお願いしたいと思います。

○総務課長 藤下真人君

それでは、板倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、先ほど、全協資料でもご説明させていただきました。多くのものが最低賃金であったんですけれども、その他の追加分というところに障害者雇用、また、新規任用、そういった部分の雇用につきまして、増額の補正を提案させていただいておるところになります。

以上です。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、私のほうからは、希望の丘の部分と歴史民俗資料館の部分についてお答えさせていただきます。

こちらは、希望の丘は減額になっております。人員が1名、減員となったものによる理由でございます。

逆に、歴史民俗資料館のほうにつきましては、会計年度任用職員の1名増員による増加でございます。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

今の希望の丘と歴史民俗は、1減、1増で分かりやすいんですけれども、衛生総務管理費のほう障害者雇用のことをちょっと言ったんかな。もうちょっとその点だけ、お願いします。

○総務課長 藤下真人君

衛生の関係につきましては、障害者雇用ではなく、追加の新任の会計年度を任用したということで増額に。年度途中で任用したということで、増額をさせていただいております。

○議長 水野智見君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

追加日程第20 議案第52号「令和5年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第52号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長 水野智見君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午前11時44分)